

## 東大阪市新水道ビジョン懇話会要綱

## (目的)

第1条 令和3年度以降の本市水道事業の中長期的な理想像及び事業運営の指針となる新水道ビジョンの策定にあたり、広く意見を聴取するため、東大阪市新水道ビジョン懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

## (組織)

第2条 懇話会を組織する委員は、次の各号に掲げる者につき、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体が推薦する者
- (3) 本市水道の使用者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者

2 前項の規定により委嘱する委員の数は、7人以内とする。

## (座長)

第3条 懇話会に座長を置き、委員のうちから委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、懇話会の議事を進行する。

3 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、座長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第4条 懇話会は、必要に応じて管理者が招集する。

2 座長が必要であると認めるときは、関係者等の出席を求め、意見又は説明を求める事ができる。

## (庶務)

第5条 懇話会の庶務は、経営企画室において処理する。

## (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会について必要な事項は、管理者が別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

2 この要綱は、東大阪市新水道ビジョンを策定した日にその効力を失う。